

信楽高原鐵道（株）の特定調停について

1. これまでの経緯

申立日 平成24年2月6日

申立内容 ①平成3年5月14日に発生した信楽高原鐵道列車衝突事故にかかる補償貸付金（14.73億円）の放棄

貸付金総額 20.88億円

（県14.07億円、市6.81億円）

SKRの返済準備金（運用果実） 6.15億円

②甲賀市が土地および鉄道施設を保有するという公有民営方式による上下分離による事業構造の変更

③甲賀市の負担に対する県の支援のための基金積立

調停期日 第1回目（4月16日）では、県はSKRの申立に対して、特定調停の方法により協議に応じるとの姿勢を示した。

第2回目（6月29日）では、SKRから特定調停終結後の経営改善策の説明が行われた。

第3回目（8月28日）では、SKRから上下分離の認可に向けた事務処理スケジュール案の説明が行われた。

第4回目（11月6日）では、SKRの申立内容に対する県の主張を述べた。

2. 調停条項案の概要について

第5回目の期日である平成25年1月17日に大津地方裁判所で調停条項案がとりまとめられた。その内容の概要は以下の通りである。

- ・県は補償貸付金14.07億円のうち、9.48億円を債権放棄すること
- ・SKRは経営安定資金28億円を県に償還すること
- ・公有民営方式による上下分離がSKR再生の有効な手段であると認めること
- ・県は甲賀市支援のため基金積立を行うこと

3. 今後のスケジュール（想定）

予定される議案は以下の通り

- ・調停の合意に関する議案
- ・鉄軌道関連施設整備促進基金条例の一部改正案
- ・平成24年度補正予算案

2月下旬 甲賀市およびSKR、国に鉄道事業再構築実施計画の認定（上下分離の認可）申請

3月下旬 国、同実施計画認定

4月1日 上下分離による運行開始

平成24年（特ノ）第1号及び第2号事件

特定調停条項（案）

1 本調停は、申立人が、平成3年5月14日に発生した信楽高原鐵道列車衝突事故の被災者を救済するために相手方滋賀県及び同甲賀市から借り入れた信楽高原鐵道事故被災者対策費貸付金債務について、一部債権放棄を含めて整理をするとともに、相手方滋賀県及び同甲賀市の協力を得て、国土交通省が提唱する公有民営化による上下分離方式を内容とする鉄道事業再構築実施計画を実現し、もって、沿線地域の活性化と今後の発展に貢献することを目的とする。

2

- (1) 申立人は、相手方滋賀県に対し、信楽高原鐵道事故被災者対策費貸付金債務として、金1,406,514,424円の支払義務あることを認め、平成25年3月29日限り、内金458,922,590円を支払う。
- (2) 相手方滋賀県は、申立人に対し、本日（平成25年3月27日），同貸付金債権の残額金947,591,834円を放棄する。

3 申立人は、相手方滋賀県に対し、滋賀県信楽高原鐵道経営安定資金貸付金債務として、金2,800,000,000円の支払義務あることを認め、これを平成25年3月29日限り支払う。

4

- (1) 申立人は、相手方甲賀市に対し、信楽高原鐵道事故被災者対策費貸付金債務として、金681,755,713円の支払義務あることを認め、平成25年3月29

日限り、内金 156,327,290 円を支払う。

(2) 相手方甲賀市は、申立人に対し、本日（平成 25 年 3 月 27 日），同貸付金債権の残額金 525,428,423 円を放棄する。

5 相手方滋賀県は、申立人及び相手方甲賀市による鉄道事業再構築実施計画の遂行が信楽高原鐵道再生の有効手段であると認め、施設整備費及び維持管理経費を支援するための基金を積み立てることとする。

6 申立人と相手方滋賀県は、本件に関し、申立人と相手方滋賀県との間には、本調停条項に定めるものの外、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

7 申立人と相手方甲賀市は、本件に関し、申立人と相手方甲賀市との間には、本調停条項に定めるものの外、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

8 調停費用は各自の負担とする。

以上